

7 災害医療体制

(1) 現状

- 根室圏域では、平成5年にM7.8の釧路沖地震、平成6年にM8.1の北海道東方沖地震が発生するなど、これまで多くの地震災害に見舞われ、津波などにより大きな被害を受けています。
- 特に、政府の地震調査委員会が発表した2020年度版地震動予測における今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率では、根室市の「80%」が全国でも2番目に高い確率となっていることから、大地震への警戒が必要とされています。
- 災害には、台風や集中豪雨、暴風雪など様々あり、これらの災害発生に備え、道では、「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」において、道・市町村・医療機関等が取り組む内容を定めています。
- 根室圏域は、産業の分散と集落の点在により移動距離が長いこと、道路網が充実していないこと、2つの半島を有していることなどにより、風雪水害により交通が遮断されると、いわゆる「陸の孤島」となる地域が発生します。
- このため、根室振興局では、北海道地域防災計画に基づき、「根室振興局地域災害対策要綱」を定め、この中の医療救護計画において、医療等の円滑な実施を図ることとしており、各市町においても、同様の対策を防災計画に明記しています。

<p>「根室振興局地域災害対策要綱」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災市町の医療及び助産活動の支援に係る関係機関との連絡調整 ○災害救助法適用時の医療及び助産の実施に係る手続きの調整及び支援 ○長期間避難所設置時の避難所の救護センターの併設 ○道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣 ○災害拠点病院及び協力機関等の救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請及び連絡調整 ○精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）派遣要請及び調整 ○医薬品、衛生材料及び医療器具のあっせん、確保 ○被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理 	<p>＜市町防災計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「根室市地域防災計画」 「別海町地域防災計画」 「中標津町地域防災計画」 「標津町地域防災計画」 「羅臼町地域防災計画」
---	--

- 災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、根室圏域では、平成9年12月25日に市立根室病院が、平成23年11月1日に町立中標津病院が、「地域災害拠点病院*1」として指定を受けています。なお、この2施設については、施設の耐震化が整備されています。
- 災害時の救護活動については、根室圏域の各市町では、根室市外三郡医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定(平成8年7月)」、釧路歯科医師会と「災害時の歯科医療救護活動に関する協定(平成14年3月)」を締結しています。

*** 1 <災害拠点病院とは>**

- ・災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設のこと。
- 第二次医療圏ごと整備される「地域災害拠点病院」と更にその機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」（各都道府県に1か所）に分けられる。

(2) 課題

ア 災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化

- 災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要があるとともに、平時から、災害対策に資する関係機関等の連携体制を構築しておく必要があります。
- また、高齢化の進行とともに、災害時における高齢者等の要配慮者の割合が増加することが見込まれ、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要となります。

イ 災害拠点病院の強化

- 災害拠点病院では、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うため、施設の耐震化、広域災害・救急医療情報システム（EMIS*2）による情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制等が必要です。

*** 2 EMIS:Emergency Medical Information Systemの略**

(3) 必要な医療機能

- 災害急性期（発災後48時間以内）における必要な医療体制の確保が必要です。
- また、根室圏域は、主要交通手段である基幹道路が限られていることなどから、必要な救援をすぐに受けられない状況を想定した体制を確保し、急性期を脱した後の対応として、避難所等での健康保持体制を確保するため、日本赤十字社、郡市医師会や釧路歯科医師会などの協力機関との連携を図ることが必要です。

ア 災害拠点病院の体制確保

- 災害拠点病院においては、高度の診療機能、傷病者の受け入れ、広域搬送への対応機能及び応急資機材の貸出機能等を発揮できるよう、訓練の実施等、平時からの備えを行っておくことが必要です。

イ 災害派遣医療チーム（DMAT*3）の体制確保

- DMATにおいては、災害の急性期において、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等を災害現場に派遣し、迅速に応急処置等を行うことができる機能が必要です。

*** 3 <DMAT:Disaster Medical Assistance Team>**

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に迅速に駆けつけ、救急活動を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム

(4) 数値目標等

項 目	現状（令和5年度）	令和11年度までの対応
災害拠点病院（2病院）における業務継続計画（BCP）の策定	2病院	全災害拠点病院での策定（2病院）
EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合（%）	100%	全病院での実施（100%）

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

○ 地域の医療資源に即した災害時に必要な災害医療体制の確保に努めます。

ア 災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化

○ 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受け入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料などを供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。

また、道の要請に基づき救護班、DMATを派遣し、医療救護活動を行います。

○ 道や市町は、被災者に対して感染症のまん延防止、メンタルヘルスケア等のニーズに的確に対応するため、保健師、栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施するとともに関係機関、関係団体との連携を図ります。

また、そのために関係職種の研修機会の確保に努めます。

○ 道東ドクターヘリの安定的な航空医療体制の確保を図ります。

○ 災害発生時に、医療救護班の配置調整や医薬品等の供給調整など医療救護活動を迅速かつ的確に実施できるよう情報交換の場として、医師会、歯科医師会等関係団体、自治体病院・診療所、各市町、振興局からなる「地域災害医療対策会議」を設置し、連携体制の強化を図ります。

イ 災害拠点病院の強化

○ 各災害拠点病院で策定されている防災マニュアルの定期的な見直しを図るとともに、業務継続計画（BCP）の策定を進めます。

○ 各災害拠点病院における定期的な訓練や各種研修等への受講を促し、体制の強化に努めます。

ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

○ 災害時にDMATが有効に機能するため、研修参加による人材育成や、定期的な訓練等を行うよう努めます。

エ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用

○ 災害時におけるEMISの円滑な運用が重要であることから、保健所はもとより、各病院における入力訓練の実施を促進します。

(6) 医療機関等の具体的名称

【基幹災害拠点病院（1施設）】 ※全道域で1施設

令和5年4月現在

圏	域	医療機関名	災害拠点病院 指定年月日	D M A T 指定年月日	
全	道	域	札幌医科大学附属病院	平成9年1月7日	平成19年9月12日

【地域災害拠点病院】

令和5年4月現在

第三次 医療圏	第二次 医療圏	医療機関名	災害拠点病院 指定年月日	D M A T 指定医療機関 指定年月日
釧路・根室	釧路	市立釧路総合病院	平成9年1月7日	平成22年5月20日
		釧路赤十字病院	—	令和4年7月1日
	根室	市立根室病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日
		町立中標津病院	平成23年11月1日	平成26年3月26日

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

- 災害発生時には、釧路歯科医師会等関係団体と連携し、歯科救護所の開設・運営、もしくは避難所や仮設住宅への巡回歯科診療、巡回口腔ケア等を実施し、義歯紛失などによる摂食嚥下障害、咀嚼障害を有する被災者への歯科医療提供や高齢者の口腔機能の低下による誤(ご)嚥(えん)性肺炎の予防に努めます。
- 口腔内所見による災害犠牲者身元確認作業及び身元確認の有力な手掛かりとなるカルテ等診療情報の提供などに努めます。

(8) 薬局の役割

- 災害発生時の医療救護活動においては、医療救護チームの医師が被災者の治療等を行う上で、薬の選択や調剤、服薬指導を行う薬剤師が不可欠であることから、薬局の薬剤師を派遣するため、薬剤師会の協力を得て、派遣体制の確保に努めます。
- また、災害時においては、救護所等において、医薬品や衛生材料などの需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理などが適切に実施できる体制づくりに努めます。

(9) 訪問看護事業所の役割

- 訪問看護事業所の利用者は、災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者が多いため、利用者ごとの災害時支援計画を作成し、関係機関との役割分担を決めるなど平時からの対策を進めます。

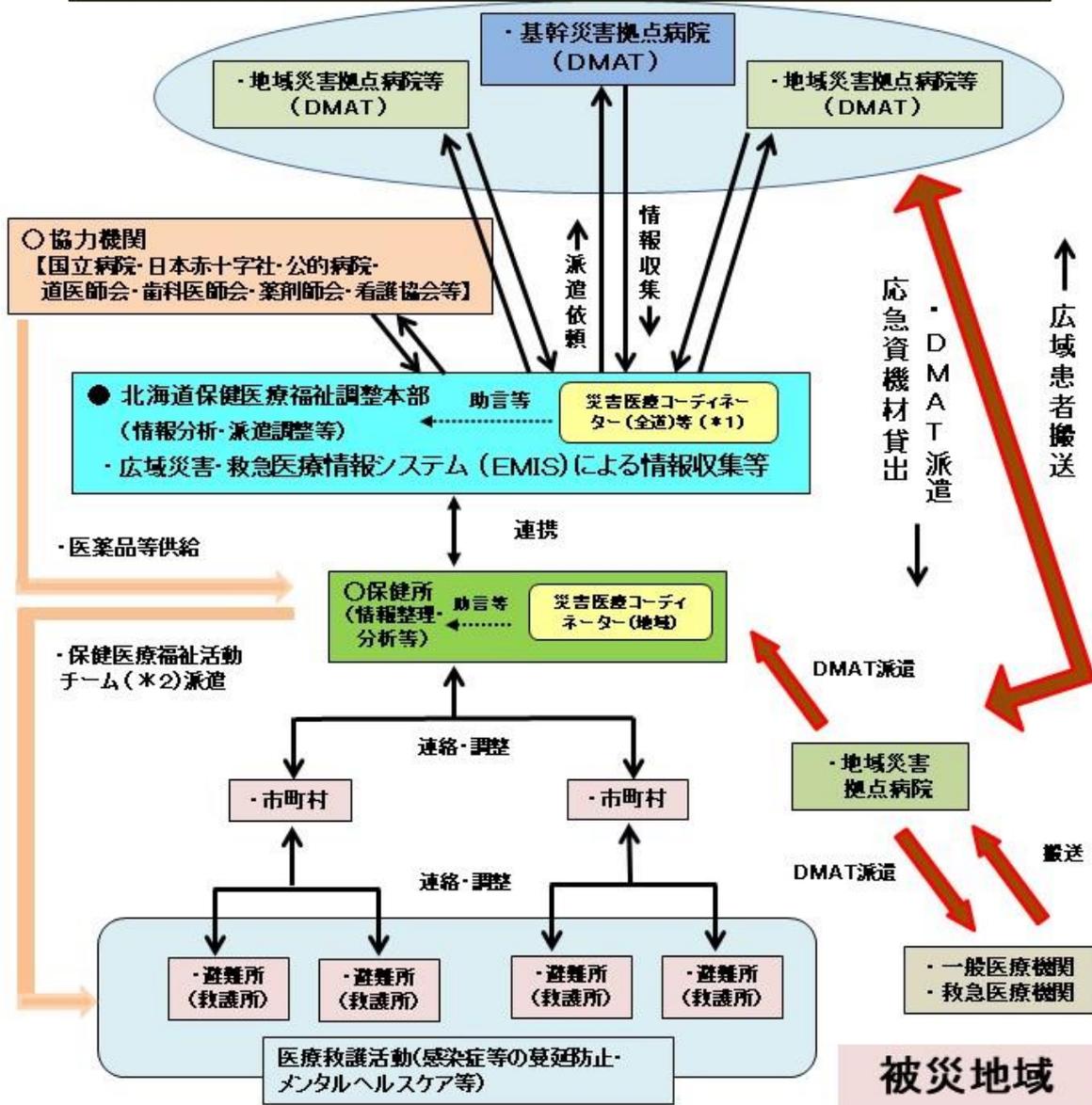
* 災害医療に係る医療機関名簿は、北海道医療計画別表13により随時更新

参考【道としての取組イメージ図】

災害医療連携体制

(令和5年4月現在)

<p>○災害時の医療機能(急性期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹災害拠点病院【札幌医科大学附属病院】 ・地域災害拠点病院【各第二次医療圏に33施設】 ・DMAT指定医療機関【全道に37施設】 	<p>※災害拠点病院の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者等の受入・搬出等、広域搬送対応 ・応急資機材の貸出機能 ・DMATの派遣機能 など
<p>○広域患者搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防防災ヘリ等【道防災航空室、札幌市消防局、自衛隊、海上保安庁、道警】 ・ドクターヘリ【道央、道北、道東、道南】 	



* 1 災害医療コーディネーター（全道）等：災害医療コーディネーター（全道）、災害時小児周産期リエゾン

* 2 保健医療福祉活動チーム：DMAT、JMAT、日赤救護班等